

老朽空き家解体費補助金の交付制度

老朽化して倒壊等のおそれのある空き家の解体を促進し、もって市民生活の安心・安全な住環境を確保するために、解体費用の補助を実施します。

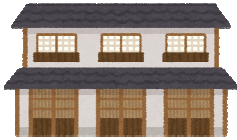
【対象空き家】 次のすべてに該当する空き家



- ・市内に存する1年以上使用されていないもの
- ・床面積の2分の1以上が居住の用に供されていたもの
- ・建築後木造にあっては22年、非木造にあっては47年を経過したもの
- ・個人が所有するもの
- ・所有者以外の権利者が設定されていない、又は所有者以外の権利者が当該空き家の解体について同意しているもの
- ・空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第3項に規定する措置命令を受けていないもの

《区分所有長屋の場合》

- ・上記の条件をすべて満たす空き住戸



※ 区分所有長屋でない長屋、共同住宅は全戸が1年以上使用されていない必要があります。

【対象者】 次のいずれかに該当する者(暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者に限る。)

- ・空き家の所有者(空き家が共有である場合は、当該空き家の解体について共有者全員の同意を得ている者に限る。)
- ・当該空き家が存する土地の所有者(空き家の解体について空き家所有者の同意を得ている者に限る。)
- ・上記に規定する所有者の親族等で市長が認める者

《区分所有長屋の場合》

- ・残置する長屋の他の所有者に対し、当該空き住戸の解体について同意を得ている者
- ・解体工事に伴う紛争について、双方の所有者が責任を持って対処することを約した者

【補助金】 補助対象経費(消費税及び地方消費税を除く。)の額に3分の2を乗じて得た額とし、200,000円を限度とする。

(1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨て)

【方法】 空き家を解体する前(工事前)に補助金交付申請書に必要書類を添付のうえ、住宅政策課に提出してください。

※予算の範囲内で先着順に受け付けます。

<問い合わせ・申込み先>

春日井市まちづくり推進部住宅政策課空き家対策担当

〒486-8686 春日井市鳥居松町5-44

電話 (0568)85-6572

◆ 申請する前に

1 対象空き家かどうかの確認

- (1) 補助金交付の対象となる空き家かどうか確認をしてください。
- (2) 必要に応じ、共有者や他の権利者などの同意を取ってください。

2 補助の対象となる解体工事について

次の事項に留意の上、解体業者を選定してください。(申請する際は、業者の許可証等や見積書の写しが必要となります。)

- (1) 解体業者に依頼して行う空き家並びに当該空き家に附属する工作物及び立木等の全部を解体する必要があります。
 - (2) 解体業者は、建設業の許可(土木、建築又は解体工事)又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)に基づく解体工事業の登録が必要です。
 - (3) 建設リサイクル法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)に基づき、適正な分別解体、再資源化、処分等を実施する必要があります。
 - (4) 暴力団員又は暴力団関係者が関与する工事でない必要があります。
- ◎ 他の制度等に基づく補助金等(春日井市空き家購入等融資利子補給補助金、春日井市空き家仲介手数料補助金及びは春日井市空き家付き土地の購入等に対する補助金は除く。)の交付の対象となる工事でないことが必要です。

《区分所有長屋の場合》

残置する建物を適切に修繕する等、安全を確保する工事であることが必要です。

◆ 申請

1 申請書の添付書類について

「申請する前に」を確認できた方は、次の書類を揃えて提出してください。

- (1) 申請書(第1号様式)
- (2) 空き家の使用状況報告書(第2号様式)
- (3) 誓約書(第2号様式の2)
- (4) 空き家の登記事項証明書又は所有者及び建築年数が確認できる書類の写し(区分所有長屋の場合は、他の所有者を確認できる書類を含む。)
- (5) 空き家の位置図(付近見取り図)
- (6) 2方向からの空き家の外観写真(1方向は正面玄関を含むこと)
- (7) 解体工事の見積書の写し

※ 見積書の宛先の氏名は申請者であることと、解体場所の樹書が記載されていることを確認してください。

- (8) 予定解体業者の有する建設業の許可(土木、建築又は解体工事)の写し又は建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録を証する図書の写し
- (9) 空き家の解体について申請者以外の者の同意が確認できる書類(必要な場合)
- (10) 全各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 空き家の使用状況報告書(第2号様式)について

- (1) 空き家となった経緯、現在の管理方法を記入してください。
 - ・空き家になるまでの使用者、使用方法など
 - ・空き家となった理由、現在の管理方法(水道の使用)など
 - ・市が過去1年分の水道使用量を確認しますので、使用者の同意を取ってください。

◆ 解体工事



1 解体工事の実施について

市からの補助金交付決定通知書(第3号様式)を受け取り後、解体工事を実施してください。(※ 交付決定前に解体工事を行うと補助対象外となります。)

- (1) 工事請負等契約書又は請書により解体工事契約を締結してください。
- (2) 建設リサイクル法及び廃棄物処理法に基づき、適正な分別解体、再資源化、処分等の実施を解体業者に依頼してください。
- (3) 解体工事の工事中及び完了時の内容が確認できる工事写真を撮影してください。

◆ 実績報告

1 実績報告書の添付書類について

解体工事の完了日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月15日(土日祝日の場合は、直前の平日)のいずれか早い日までに次の書類を揃えて提出してください。

- (1) 報告書(第8号様式)
 - (2) 解体工事の工事請負等契約書の写し又は請書の写し
 - (3) 工事費等請求書又は領収書の写し
 - (4) 解体工事の工事中及び完了時の内容が確認できる工事写真(撮影日記載)
- ※ 報告書中、解体工事が適正に行われたことの確認欄には、建設リサイクル法及び廃棄物処理法に基づき、適正な分別解体、再資源化、処分等を実施したことを証明する解体業者の署名をお願いします。

◆ 補助金の請求

1 請求書の提出について

市からの補助金確定通知書(第9号様式)を受け取り後、請求書(第10号様式)を提出してください。

- (1) 振込口座は、申請者本人名義の口座を指定してください。
- (2) 市は、請求書を受理後、30日以内に指定口座に振込みますので、大変お手数ですが、ご自身で通帳記入を行い、入金を確認してください。

◆ その他

- 1 市役所住宅政策課にご提出ください。予算の範囲内で先着順に受け付けます。
- 2 補助対象者は、空き家(区分所有長屋の空き住戸を含む。)1戸につき、1人となります。
- 3 補助金の交付は、同一会計年度内において、1人につき1回限りとなります。

◆ 手続きの流れ(※交付決定前に工事を行うと補助対象外となります)

内 容	申 請 者
<p>①「解体する業者」を選定し、業者の許可証等の写しや見積書をもらう。</p> <p>チェック</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 建設業の許可(土木、建築又は解体工事)の写し又は建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録を証する図書の写し <input type="checkbox"/> 解体工事の見積書 <p>(必要な場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 空き家の解体について申請者以外の者の同意が確認できる書類 	<p><申請書作成></p>
<p>②補助金交付申請 (提出書類)</p> <p>チェック</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 補助金交付申請書(第1号様式) ※ 申請者の宣誓・同意が必要 <input type="checkbox"/> 空き家の使用状況報告書(第2号様式) ※ 水道使用者の同意が必要 <input type="checkbox"/> 誓約書(第2号様式の2) <input type="checkbox"/> 空き家の登記事項証明書又は所有者及び建築年数が確認できる書類の写し(区分所有長屋の場合は、他の所有者を確認できる書類を含む。) <input type="checkbox"/> 空き家の位置図(付近見取り図) <input type="checkbox"/> 2方向からの空き家の外観写真(1方向は正面玄関を含むこと) <input type="checkbox"/> 解体工事の見積書の写し <p>※ 見積書の相手方の氏名は申請者と同じであることと、解体場所の住所が記載されていることを確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 予定解体業者の有する建設業の許可の写し又は建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録を証する図書の写し <p>(必要な場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 空き家の解体について申請者以外の者の同意が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 全各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 <p>③交付決定通知書 市から申請者へ郵送します。</p>	<p><申 請></p>
<p>④解体工事</p> <p>チェック</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 市からの<u>交付決定通知を受け取り後</u>、解体工事を実施する。 <input type="checkbox"/> 工事請負等契約書又は請書により契約を締結する。 <input type="checkbox"/> 解体<u>工事中</u>、<u>工事後</u>の写真を撮影する。(撮影日記載) <input type="checkbox"/> 解体工事が適切に行われるよう依頼する。 	<p><工 事 実 施></p>
<p>⑤実績報告</p> <p>チェック</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 解体工事の完了日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月15日(土日祝日の場合は、直前の平日)のいずれか早い日までに提出する。 <p>(提出書類)</p> <p>チェック</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 補助金実績報告書(第8号様式) <input type="checkbox"/> 解体工事の工事請負等契約書の写し又は請書の写し <input type="checkbox"/> 請求書又は領収書の写し <input type="checkbox"/> 解体工事の工事中及び完了時の内容が確認できる工事写真 <p>⑥確定通知書 市から申請者へ郵送します。</p>	<p><実 績 報 告></p>
<p>⑦補助金請求書(第10号様式)</p> <p>チェック</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 振込口座は、申請者本人名義の口座を指定する。 <p>⑧補助金交付 市から申請者の指定口座へ振込みます。</p>	<p><補助金請求></p>